⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 11 September 2015 (tenders bring with 12 : 00 P.M. (noon) 11 September 2015 or submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 11 September 2015)

⑹　Contact point for tender documentation : The Contract Division, Kyusyu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7, Hakataeki-Higashi, Hakata-ku, Fukuoka-shi, 812―0013, Japan, TEL 092 (471) 6331 EX. 2532

別表１　本入札手続きに係る期間等

①　入札説明書の交付期間　平成27年６月９日から平成27年９月11日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から18時00分まで。(最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。)

②　申請書及び資料等の提出期限　平成27年６月10日から平成27年７月６日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から17時00分まで

③　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成27年８月10日から平成27年９月11日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。(最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。)

④　入札書の締切日時　平成27年９月11日12時00分

⑤　開札の日時　平成27年９月16日14時00分

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 27 年６月９日

国立大学法人山形大学

契約担当役施設部長　天野　　良

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　06

○第１号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　山形大学(小白川)総合研究棟(理学系)改修その他工事

⑶　工事場所　山形市小白川町一丁目４番12号(山形大学小白川団地構内)

⑷　工事概要　理学部３号館　Ｒ４　1,781.42㎡(延べ面積)の新築、理学部３号館　Ｒ３　789.17㎡(改修延べ面積)の模様替え、理学部地球科学棟　Ｒ５　2,827.71㎡(改修延べ面積)の模様替えほか。なお、関連する設備工事は別途発注する予定である。

⑸　工期契約締結日の翌日から平成28年12月20日まで

⑹　使用する主な資機材　コンクリート約1,400㎥、鉄筋約180t、鉄骨約13t、ガラス約890㎡

⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下､「技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(標準型)を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は､「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

２　競争参加資格

⑴　国立大学法人山形大学契約事務取扱規程第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第５条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　会社更生法(平成14年法律第15号)に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。)を有し､「一般競争参加者の資格」(平成13年１月６日文部科学大臣決定)第１章第４条で定めるところにより算定した点数(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記２の点数)が、1,140点以上であること。

⑷　平成12年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)

経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有する事。

・鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積 1,600㎡かつ２階建以上の校舎、病院、研究施設、若しくは事務所の新営工事又は全面的な改修工事(耐震補強を含む)。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお､「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・１級建築士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷に掲げる工事を施工した経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。

ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　経常建設共同企業体の場合の上記２⑸②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記２⑸①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者(協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く(入札説明書参照)。)。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと(入札説明書参照。)。